

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 30 日 (水曜日)

号 外

(第 33 号)

## 目 次

規 則	
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課) 1	○石川県における水資源の供給源としての森林の保全に 関する条例施行規則の一部を改正する規則 (森林管理課) 5
○ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部 を改正する規則 (環境政策課) 4	○金沢競馬場管理規則等の一部を改正する規則 (競馬総務課) 5
○石川県立産業技術専門校条例施行規則の一部を改正す る規則 (労働企画課) 4	○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規 則 (競馬業務課) 5
○石川県肉用雌牛貸付規則の一部を改正する規則 (生産流通課) 4	○いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課) 8

## 規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第十九号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和六十年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号呼吸器の機能障害の状況及び所見中

#### 2 活動能力の程度

- ア 階段を人並みの速さでのぼれないが、ゆつくりならのぼれる。  
イ 階段をゆつくりでものぼれないが、途中休みながらならのぼれる。  
ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆつくりなら歩ける。  
エ ゆつくりでも少し歩くと息切れがする。  
オ 息苦しくて身のまわりのこともできない。

を

#### 2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。  
イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。  
ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。  
エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。  
オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

を

4 換気の機能 ( 年 月 日) 測定困難な場合はその理由

ア 予測肺活量 ml

イ 1 秒量 ml

ウ 予測肺活量 1 秒率 % ( $=\frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$ )

(ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。)

セ

4 換気の機能 ( 年 月 日)

ア 予測肺活量 〇・〇〇 L (実測肺活量 〇・〇〇 L)

イ 1 秒量 〇・〇〇 L (実測努力肺活量 〇・〇〇 L)

ウ 予測肺活量 1 秒率 〇〇・〇 % ( $=\frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100$ )

測定困難な場合はその理由 ( )

シ

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性  $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性  $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

オ 耳朶血を用いた場合： [ ]

セ

オ 耳朶血を用いた場合： [ ]

カ 6 分間歩行試験時の酸素飽和度最低値： 〇〇 %

シ

7 更生医療補装具の必要性の所見

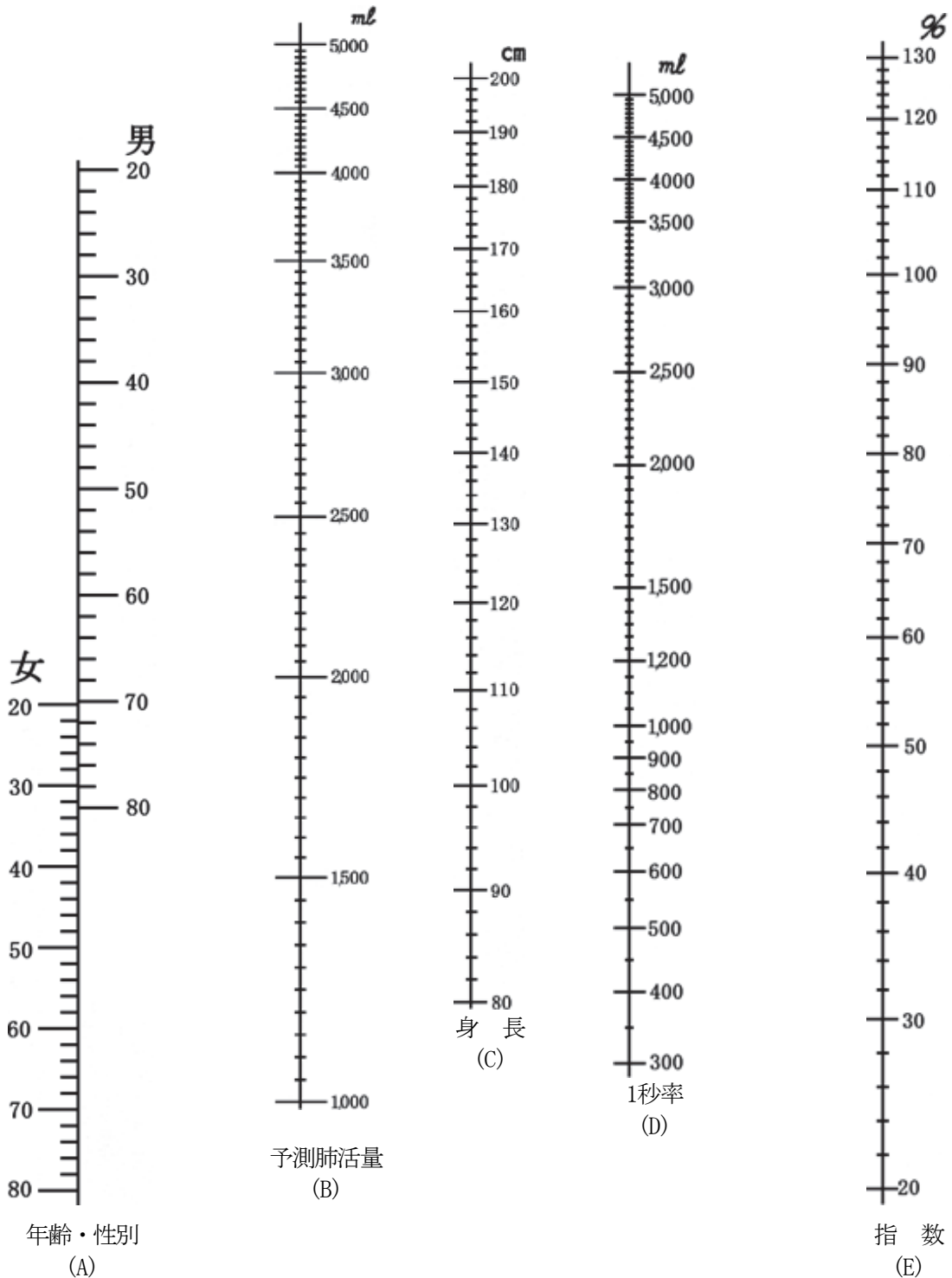
ノモグラムの使い方

- 1 (A)と(C)から、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
- 2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。
- 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。

セ

7 更生医療補装具の必要性の所見

に改め、



同様式肝臓の機能障害の状態及び所見中

合計点数	点	点	を
3点項目の有無 (血清アルブミン値、 プロトロンビン時間、 血清総ビリルビン値)	有・無	有・無	
合計点数	点	点	に改める。
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上	
肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における 2点以上の有無	有・無	有・無	

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 十 号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第一号ハ(ウ)及び第九十七条第一号ウ中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

別表第五の五の項中「第二条第一項第十号の電気事業者(以下「電気事業者」という。)又は同項第十二号の卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者(以下「卸供給事業者」という。)」を「第二条第一項第十五号の発電事業者(以下「発電事業者」という。)」に、「電気事業者又は卸供給事業者」を「発電事業者」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川 県 立 産 業 技 術 専 門 校 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十八年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 十 一 号

石川 県 立 産 業 技 術 専 門 校 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 立 産 業 技 術 専 門 校 条 例 施 行 規 則 ( 昭 和 四 十 八 年 石 川 県 規 則 第 十 九 号 ) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

別表第一石川 県 立 小 松 産 業 技 術 専 門 校 の 項 中 「 計 測 制 御 技 術 科 」 を 「 生 産 設 備 製 造 科 」 に 改 め 、 同 表 石 川 県 立 七 尾 産 業 技 術 専 門 校 の 項 中 「 計 測 制 御 技 術 科 」 を 「 生 産 設 備 保 全 科 」 に 、 「 住 宅 環 境 科 」 を 「 土 木 建 築 科 」 に 改 め る 。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川 県 肉 用 雌 牛 貸 付 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

平成二十八年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 十 二 号

石川県肉用雌牛貸付規則の一部を改正する規則

石川県肉用雌牛貸付規則(昭和四十一年石川県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条第三号中「に定める農業生産法人」を「第二条第三項に規定する農地所有適格法人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十三号

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例施行規則(平成二十五年石川県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号を次のように改める。

- 一 国立研究開発法人森林総合研究所

第二条第四項第三号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、同条第四項に次の一号を加える。

- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第二条第五項第一号中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十八号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条第四項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢競馬場管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十四号

金沢競馬場管理規則等の一部を改正する規則

(金沢競馬場管理規則の一部改正)

第一条 金沢競馬場管理規則(昭和六十一年石川県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に改め、同条第三号中「第十七条の七」を「第十七条の四」に改める。

(石川県地方競馬実施条例施行規則の一部改正)

第二条 石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第二号中「第一条第二項」を「第一条の二第二項」に改める。

第六十二条の三第五項及び第六項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

(いしかわ景観総合条例施行規則の一部改正)

第三条 いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「第一条第一項」を「第一条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十五号

## 石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一各号を次のように改める。

- 一 アセプロマジン
- 二 アドラファイニル
- 三 アトロピン
- 四 アミノファイリン
- 五 アミノレックス
- 六 アルプレノキシム
- 七 アルプレノロール
- 八 アンフエタミニル
- 九 アンフエタミン
- 十 イブテロール
- 十一 イプラトロピウム
- 十二 エタノール
- 十三 エチルアンフエタミン
- 十四 エチルモルヒネ
- 十五 エフエドリン
- 十六 オキシエチルテオファイリン
- 十七 オキシプロピルテオファイリン
- 十八 トーオキソカンファアー
- 十九 オクスプレノロール
- 二十 カフェイン
- 二十一 カルバマゼピン
- 二十二 カンフル
- 二十三 キシラジン
- 二十四 キンボロン
- 二十五 グアイフェネシン
- 二十六 クレングテロール
- 二十七 クロベンゾレックス
- 二十八 クロルプロマジン
- 二十九 クロルプロマジンスルホキシド
- 三十 コカイン
- 三十一 コデイン
- 三十二 ロリントオファイリン
- 三十三 サルブタモール
- 三十四 シクラゾドン
- 三十五 ジヒドロオキシプロピルテオファイリン
- 三十六 ジブカイン
- 三十七 シプロヘプタジン
- 三十八 ジメチルアンフエタミン
- 三十九 ジモルホラミン
- 四十 スコプラミン
- 四十一 スタノゾロール
- 四十二 ストリキニーネ
- 四十三 セレギリン
- 四十四 テオファイリン
- 四十五 テオブロミン

- 四十六 デキストロアンフェタミン  
四十七 デクスマメトミジン  
四十八 テストステロン  
四十九 デトミジン  
五十 テトラカイン  
五十一 デプレニル  
五十二 テルブタリン  
五十三 トラマドール  
五十四 トランスバイオキソカンファール  
五十五 トレンボロン  
五十六 ナンドロロン  
五十七 ニケタミド  
五十八 ニコチン  
五十九 ノスカピン  
六十 バルビタール  
六十一 バルビツール酸誘導体  
六十二 バンブテロール  
六十三 ピプラドロール  
六十四 ファンプロファゾン  
六十五 フェネチリン  
六十六 フェンカミン  
六十七 フェンプロボレックス  
六十八 フラザボール  
六十九 フルオキシメステロン  
七十 ブルシン  
七十一 フルフエノレックス  
七十二 プレニラミン  
七十三 プロカイン  
七十四 プロカテロール  
七十五 フロセミド  
七十六 プロピオニルプロマジン  
七十七 プロプラノロール  
七十八 プロマジン  
七十九 ベタキソロール  
八十 ペモリン  
八十一 ヘロイン  
八十二 ベンズフェタミン  
八十三 ベンゾジアゼピン誘導体  
八十四 ペンタゾシン  
八十五 ペンテトラゾール  
八十六 ボルシオン  
八十七 ボルテノン  
八十八 メサピリレン  
八十九 メソカルア  
九十 メタンフェタミン  
九十一 メチルエフェドリン  
九十二 十七 $\alpha$ -メチルステロイド類  
九十三 メチルフェニデート

九十四 メテトミジン

九十五 メテノロン

九十六 メトカルバモール

九十七 メトキシフェタミン

九十八 メトプロロール

九十九 メフェノレックス

百 モダフィニル

百一 モルヒネ

百二 リスデクスアンフェタミン

百三 リドカイン

百四 ロミフィジン

百五 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物(遊離する物を含む。)

別表第一備考各号を次のように改める。

一 この表第二十四号に掲げる禁止薬物

二 この表第五十六号に掲げる禁止薬物

三 この表第八十六号に掲げる禁止薬物

四 この表第八十七号に掲げる禁止薬物

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

## 石川 県 規 則 第 二 十 六 号

いしかわ景観総合条例施行規則の一部を改正する規則

いしかわ景観総合条例施行規則(平成二十年石川 県 規 則 第 三 十 八 号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「架空電線路用並びに」を「架空電線路用及び」に、「第二条第一項第十号に掲げる」を「第二条第一項第十七号に規定する」に改め、「及び同項第十二号に掲げる卸供給事業者」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。